

横浜型地域包括ケアシステムの 構築に向けた戸塚区行動指針

高齢者が心豊かに暮らすことのできる
地域社会の実現に向けて



平成30年3月
戸塚区

目 次

横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた戸塚区行動指針の策定にあたって ……	1
1 「横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた戸塚区行動指針」とは ……	2
(1) 地域包括ケアシステム	
(2) 行動指針の策定	
(3) 戸塚区地域福祉保健計画「とつかハートプラン」との関係	
2 戸塚区の特徴 ……	4
(1) 戸塚区の概況	
(2) 人口・世帯の状況	
(3) 高齢化の現状	
(4) 将来人口推計	
3 戸塚区の取組 ……	6
(1) 介護予防 ……	8
(2) 生活支援 ……	11
(3) 在宅医療・介護連携 ……	14
(4) 認知症に対する取組 ……	17
(5) 高齢者の権利擁護 ……	20

横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた 戸塚区行動指針の策定にあたって

戸塚区は、高齢化率が24.5%を超え、超高齢社会を迎えています。これから2025年に向けてさらに高齢化が進み、支える人材の不足や、認知症高齢者などの増加が、ますます顕著となる見込みです。今後、戸塚区にお住まいの高齢者が心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現のためには、地域における担い手の増加や、医療・介護体制の充実などが、いっそう大切となってきます。

このたび策定しました「横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた戸塚区行動指針」は、戸塚区に関わるすべての方々力が合わせ、取り組んでいくための基本方針です。策定にあたりましては、区社会福祉協議会、地域ケアプラザ、その他関係機関にご協力いただきました。また、区民説明会などを通じて、ご意見・ご提案をいただいた区民の皆さまに、感謝申し上げます。

今後、この行動指針を活用し、皆さまのご意見を踏まえながら、高齢者が自分らしく生き生きと暮らしていけるよう、戸塚区地域包括ケアシステムの構築を着実に進めてまいります。

戸塚区長 田雑 由紀乃



「横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた戸塚区行動指針」とは

(1) 地域包括ケアシステム

2025年（平成37年）には団塊の世代が75歳以上になり、要介護認定者や認知症高齢者がさらに増えることが見込まれています。あわせて医療・介護従事者の人材不足や、社会保障費の急増が懸念され、「**2025年問題**」として対処することが喫緊の課題となっています。

全国的にこのような状況を迎えるなか、国や自治体は、高齢者を取り巻く様々な課題に対応するため、高齢者がお住まいの地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、地域の実情と特性に応じて「介護予防・生活支援・医療・介護・住まい」が切れ目なく提供される地域づくり（地域包括ケアシステムの構築）を推進しています。

(2) 行動指針の策定

ア 目的

地域包括ケアシステムは抽象的な概念のため、目標を分かりやすく示すことが重要です。また、幅広い分野にわたることから、多くの関係機関等の協力が不可欠です。

2025年までに地域包括ケアシステムを構築するために、横浜市が市域においてどのように臨んでいくのか、その考え方をわかりやすく示すため、平成29年3月に「横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた行動指針」が策定されました。

戸塚区では、市の行動指針の内容を踏まえ、区役所、区社会福祉協議会、地域ケアプラザ及び関係機関等が、区域における地域包括ケアシステムの目指す方向性を理解し共有することを目的として、「横浜型地域包括ケアシステムの構築に向けた戸塚区行動指針」（以下、区行動指針）を策定しました。

イ 期間

区行動指針は、**2025年**までの戸塚区における地域包括ケアシステムの構築に向けた方向性と取組等を記載しています。なお、区行動指針は「第7期横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を補足するものとし、第8期計画以降は、3年毎の計画の見直しの際に適宜、見直しや更新を行います。

ウ 構成

区の特徴、課題を踏まえ、区の行動指針として策定しており、現状と課題、**2025年**までのあるべき姿、実現に向けた方向性と取組、評価指標を示しています。なお、実現に向けた方向性と取組については、区役所、区社会福祉協議会、地域ケアプラザが推進役となり、関係機関等と連携して実施する内容を記載しています。

〈戸塚区地域包括ケアシステムの構築における関係機関等〉

団体	自治会・町内会、地区社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、保健活動推進委員会、食生活等改善推進委員会、老人クラブ、ボランティア団体 等
医療・介護関係機関 法人	医師会、歯科医師会、薬剤師会、在宅医療相談室、各種医療・介護関係連絡会、医療機関、NPO法人、社会福祉法人、居宅介護支援事業者、介護サービス提供事業者、大学、民間企業、商店 等
個人	地域住民の皆様 等

■ (3) 戸塚区地域福祉保健計画「とつかハートプラン」(以下、ハートプラン) との関係 ■

「誰もが安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現を目指し、共に支えあい、助けあう仕組みづくりを進める」という目指すべき姿については、地域包括ケアシステムもハートプランも同じです。ハートプランでは地域のすべての世代の住民を対象としている一方、地域包括ケアシステムでは、**2025年**を目途に、主に高齢者を対象とし、年齢を重ねても地域で自分らしい日常生活を送れる体制づくりを進めるものである点が特徴です。

特に住民主体で行う取組については、ハートプランにおいて既に取り組んでいる、高齢者を対象とした様々な取組と連動させながら、地域包括ケアシステムの構築を進めていきます。

これまでハートプランの策定・推進により築いてきた、地域との信頼関係や、様々な地域福祉保健活動等の財産を生かしながら、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を進めることで、地域活動が活性化し、両者の充実が図られることを目指します。

「地域包括ケアシステム」と「とつかハートプラン」の関係

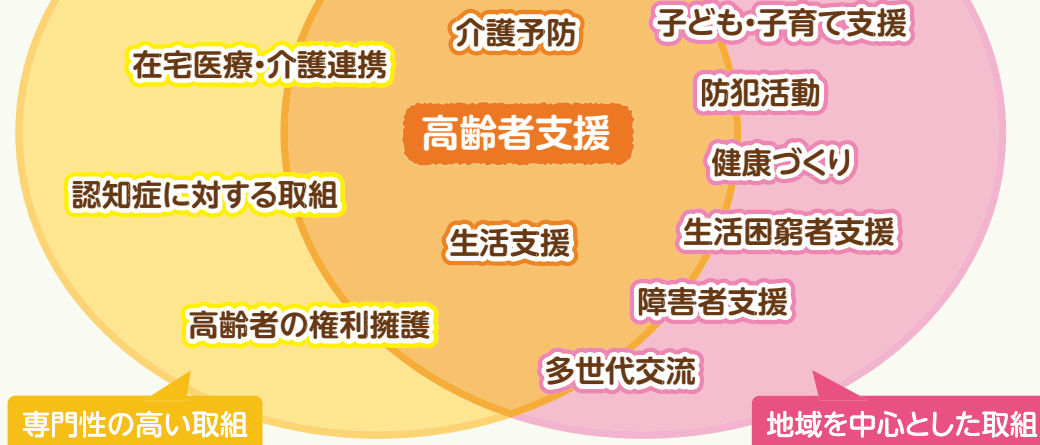
	対象者	期 間	目 的
地域包括ケアシステム	高齢者	2025年 を目途に構築 (3年毎に見直し)	高齢者がいつまでも地域で自分らしい生活を送ることができる体制づくり※
とつかハートプラン	すべての世代	永続的 (5年毎に見直し)	誰もが安心して心豊かに暮らすことのできる地域社会の実現

※地域包括ケアシステムの目的を実現することが、とつかハートプランの目的の実現にもつながるという意味で、目指すべき姿は同一と考えます。



横浜型地域包括ケア
システムの構築に向けた
戸塚区行動指針

とつかハートプラン



2 戸塚区の特徴

(1) 戸塚区の概況

戸塚区は横浜市の南西部に位置し、南北に長く、区の中央部を柏尾川が南北に流れて低地を形成しており、その周囲を比較的起伏に富む台地が取り囲むように広がっています。18区中で1番広い面積を有しています。

境川・柏尾川の流域にあり、豊かな自然が特徴で、農業・農作業が盛んな一方、戸塚駅・東戸塚駅を中心とした商業・オフィス拠点、柏尾川流域及び上矢部等を中心とした工場・研究開発等の産業拠点があり、多数の病院や福祉施設等の事業所も含め、郊外区では珍しく、区内に働く場が多彩に展開していることが大きな特徴です。(出典：第3期 とつかハートプラン)

(2) 人口・世帯の状況 (平成29年3月現在)

戸塚区の人口は約27.7万人、世帯数は約12万世帯、平均世帯規模は2.41人/世帯となっています。人口・世帯数は、近年はほぼ微増で安定した状態が続いています。平均世帯規模は縮小傾向が続いていますが、横浜市の平均(2.25人/世帯)に比べるとやや大きくなっています。(出典：横浜市統計ポータルサイト)

(3) 高齢化の現状 (平成29年3月現在)

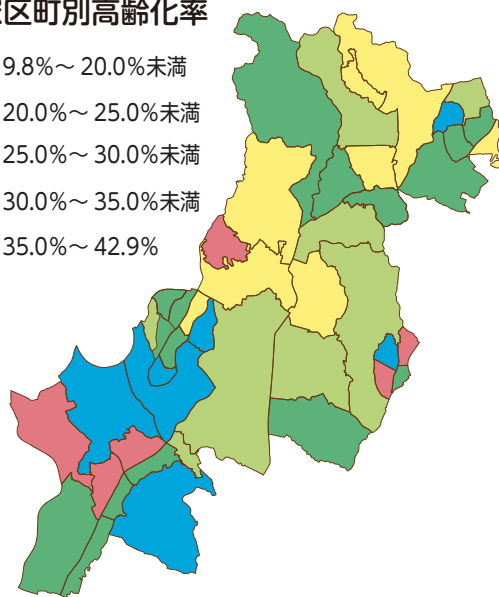
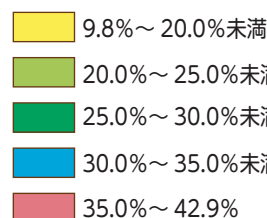
生産年齢人口(15歳以上64歳以下)と年少人口(14歳以下)は減少しています。高齢者人口(65歳以上)は68,032人、高齢化率は24.5%で、横浜市の平均の23.8%より高く、少子高齢化の傾向がより顕著になっています^{*1}。町別に比較すると、高齢化率は最も低い町で9.8%、最も高い町で42.9%となっており、地域別にその進行度合いは異なります^{*2}。

介護保険の要介護認定者数は11,046人で、そのうち何らかの認知症の症状がある高齢者は、5,798人です。また、高齢者単身世帯は16,936世帯、高齢者のみの世帯は14,634世帯です^{*3}。

出典：※1：横浜市統計ポータルサイト

※2、※3：横浜市介護保険認定関係統計

戸塚区町別高齢化率



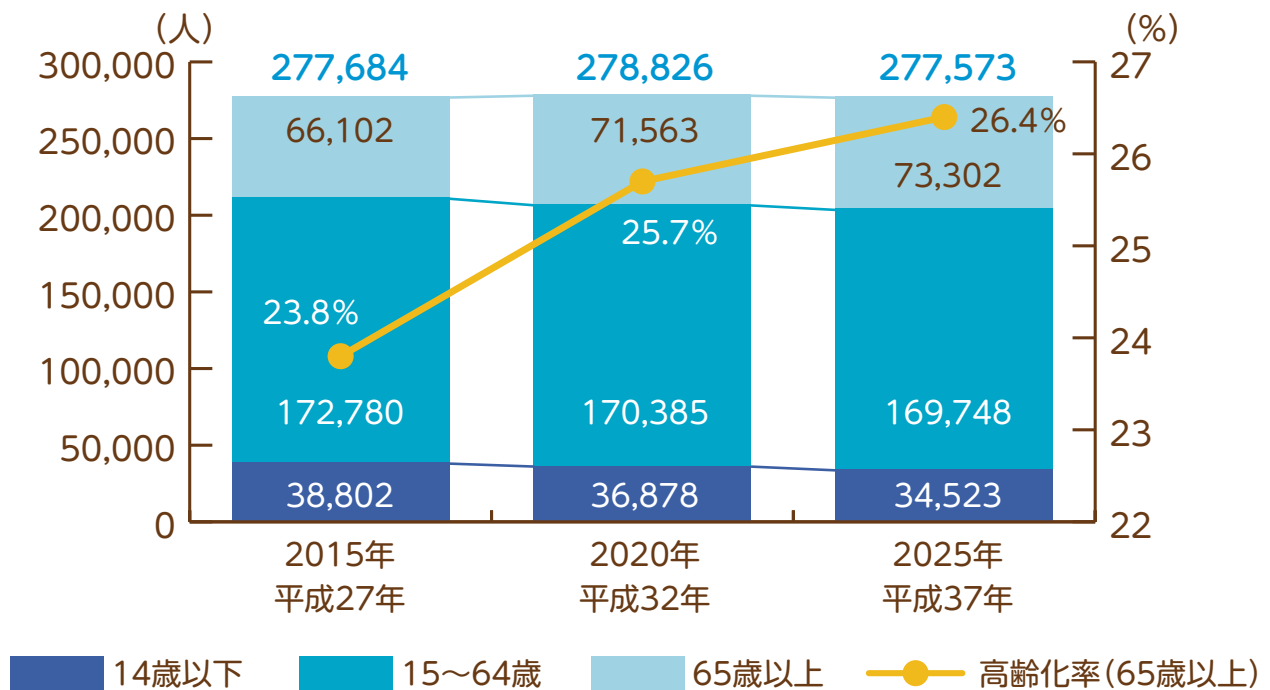
(4) 将来人口推計

戸塚区の将来人口推計は、2020年（平成32年）がピークで約27.9万人、高齢化率は25.7%となる見込みです。**2025年**には高齢化率は26.4%^{※4}で、戸塚区の人口の4人に1人以上が高齢者となり、2015年（平成27年）と比較して要介護認定者数は1.8倍、認知症高齢者数は1.6倍^{※5}となる見込みです。

出典：※4：横浜市将来人口推計（平成24年推計）

※5：2015年の要介護（要支援）認定者数は実績値（横浜市資料）、他は『日本の地域別将来推計人口』（平成25年3月推計）（国立社会保障・人口問題研究所）、第6期介護保険事業計画ワークシートを用いて推計

戸塚区 年代別人口、高齢化率の推移



出典：横浜市将来人口推計（平成24年推計）

2025年に向け、総人口、生産年齢人口（15歳以上64歳以下）は微減ですが、高齢者人口（65歳以上）は増加する見込みです。

3

戸塚区の取組

人口構造の変化により、高齢者を支える人材の不足が顕著となるため、これまでの介護保険制度のサービスを中心とした仕組みだけでは、増加する高齢者を支えることが難しくなります。**2025年**まで残り7年を切っており、高齢者を支える仕組みについて、見直しを急がなければならない状況です。高齢者の状態に応じて、地域の関係機関等がそれぞれの役割を理解し、連携して対応することが必要であり、その仕組みづくりを進めることが地域包括ケアシステムを構築することになります。

戸塚区における地域包括ケアシステムの構築のためには、介護予防による心身の健康の維持、生活支援の充実による日常生活のサポート、在宅療養の普及・充実、認知症高齢者に関する取組、高齢者の権利を守る取組が必要です。高齢者の状態に応じた必要な取組として、以下のとおり整理しました。

- (1) 「介護予防」 …… いつまでも元気に過ごせるよう
心身の健康の維持・向上のための取組
- (2) 「生活支援」 …… 日常生活に困りごとを抱えている状態への
支援をする取組
- (3) 「在宅医療・介護連携」 …… 医療や介護が必要な状態になった際に支援する取組
- (4) 「認知症に対する取組」 …… 認知症になった方や家族等を支援する取組
- (5) 「高齢者の権利擁護」 …… 判断能力が低下した高齢者等の権利を守る取組

8ページから、それぞれの現状と課題、あるべき姿、実現に向けた方向性と取組、評価指標について記載しています。

なお、国が示している「住まい」の項目については、住宅や施設の整備等、市域で検討する内容を多く含むため、横浜市の行動指針を参照ください。



戸塚区の取組のイメージ

- 体操グループを紹介しよう
- 身近な集いの場を作ろう等



介護予防

- 地域で見守りをしよう
- 生活の困りごとを助けるボランティアグループをつくろう等



生活支援

区役所、区社会福祉協議会、
地域ケアプラザ、関係機関、
地域住民による取組

高齢者が抱える不安

いつまでも
元気に過ごしたい

退院すること
になったけど、
自宅で療養するには
どうしたら……

最近、
忘れっぽくなった……

電球の取り換えが
できない
ひとり暮らしが
不安……

いつまでも自分の財産を
きちんと管理したい



**在宅医療・
介護連携**

- 在宅医療の情報を提供しよう
- 在宅医療を担う人材を育成しよう等



認知症に対する取組

- 早期診断・治療につなげよう
- 認知症の人が地域で参加できる場を増やそう等



**高齢者の
権利擁護**

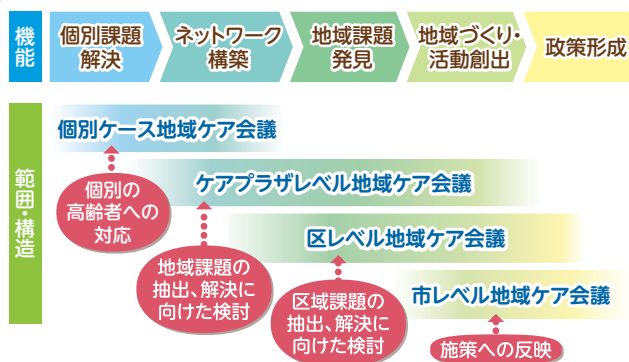
- 後見人制度について情報提供しよう
- 高齢者の権利を守るネットワークを作ろう等

高齢者がどのような心身の状態になっても心豊かに暮らすことができるよう、地域ケア会議[※]や関係機関会議を活用し、高齢者に関する課題について話し合いながら取組を進めていきます。

用語解説

地域ケア会議^(※)

地域ケア会議は、地域の関係機関等が連携して、高齢者の自立支援や地域活動の創出の検討をしていくための一つの方法です。右図のとおり重層的に構成されており、戸塚区では、個別ケースの検討を行う会議を始点として、ケアプラザレベル、区レベルを実施しています。



1 介護予防

●現状と課題

- ・戸塚区の要介護認定率は、平成29年3月現在で16.2%と、市の平均17.6%より低いです。平均自立期間（平成28年）でみると男性80.30歳、女性83.39歳であり、男女とも横浜市の平均（男性79.61歳、女性83.30歳）より上回っています。介護予防に関する意識の啓発と、具体的な健康行動につながるような地域での取組を一層推し進めていくことが必要です。
- ・地域の中で、高齢者が人とつながり、健康づくりのための活動を行うことができる場である「元気づくりステーション*¹」は、20グループが活動しています（平成29年10月現在）。地域や各グループの特色を生かした活動が今後も広がっていくことが望まれます。
- ・戸塚区では、介護予防活動を担う人材育成講座に力を入れており、講座を終了した人たちが、各地域で介護予防の普及と活動の推進に努めています。
- ・各地域で活躍している介護予防ボランティアが活動を継続し、また、新たな介護予防の担い手が増えていくことが必要です。

●あるべき姿（2025年に向けた目標）

- ・虚弱な人も含め、すべての高齢者が自分の身近な場所で仲間とともに健康づくり・介護予防に取り組むことができます。
- ・元気な高齢者は、地域の中で生きがいを持ち、介護予防活動やその他の地域活動に参加しています。
- ・人と場の広がりにより、地域全体の介護予防に関する意識が向上し、日常生活の中で取組を実践することができます。



●実現に向けた方向性と取組（平成30年度～32年度の3か年の目標）

1 介護予防の普及・啓発

①講演会等の開催

介護予防に関する知識や方法を学べる講演会、講座、イベント等を開催します。

2 介護予防活動の担い手への支援

①体操グループの担い手への支援

「はまちゃん体操ひろめ隊^{*2}」「ハマトレリーダー^{*3}」「コグニサイズサポーター^{*4}」のメンバーがスキルアップと交流を図ることができる場を提供します。



はまちゃん体操ひろめ隊

②認知症予防活動グループの担い手への支援

認知症予防活動グループの交流会を「すこやか会^{*5}」と一緒に開催し、活動の活性化を図ります。

③介護予防活動を担う新たな人材の育成

人材育成講座を実施し、体操グループや元気づくりステーション等への支援を行う人材を育成します。

3 介護予防活動グループ及び地域への支援

①元気づくりステーション^{*1}に関する支援

元気づくりステーションの立ち上げや、活動内容・運営についての支援を行います。

②住民の運営する介護予防活動グループに関する支援

介護予防活動グループへの活動内容・運営についての支援や出前講座を行い、活動を継続していくためのモチベーションを維持・向上していけるよう支援します。

③リハビリテーション専門職の参加による自立支援

リハビリテーション専門職が、地域で活動する介護予防活動グループに参加し、自立支援にむけたプログラムの充実を図ります。また、地域の会議に参加し、地域全体で健康に取り組むための働きかけも行います。

4 地域における介護予防に資する活動の創出、充実

①身近な集いの場の創出、充実

空き家、空き店舗、地域ケアプラザ等の地域施設の活用により、子どもから高齢者まで気軽に集えるサロンや居場所を増やします。人とつながることで介護予防になり、心身の健康を維持できるよう、活動内容の充実を図ります。

②多世代に向けた地域活動の推進

住民が若年期から地域活動に関わり、担い手として活躍してもらおうよう、多世代を意識した地域活動を推進します。また、よこはまシニアボランティアポイント等を活用し、高齢者が社会参加できる環境を整備します。

● 評価指標

	現状値	2025年のあるべき姿
平均自立期間 ^{※ア}	男性 80.30歳 女性 83.39歳 (平成28年)	延 伸
介護予防に資する活動の数 ^{※イ}	370箇所 (平成29年12月)	増 加

※ア…日常生活の介護を要しない期間の平均（要介護2～5を介護を要する状態として算出）

※イ…地域ケアプラザが把握している活動を集計したものであり、これら以外にも地域には様々な活動があります。

用語解説

元気づくりステーション（※1）

地域の住民と横浜市が協働で行う健康づくり（介護予防）グループです。地域の特性に合わせ、体操、ウォーキング等、様々な活動を実施しています。

はまちゃん体操ひろめ隊（※2）

地域の中で、はまちゃん体操を実践・指導している介護予防ボランティアグループです。はまちゃん体操普及員養成講座（平成19年～24年）を受講後、自主活動を継続し、区内の様々なグループに出向いて活動を行っています。はまちゃん体操は、財横浜市体育協会が中心となり制作した体操で、関節の動きをスムーズにし、筋機能の低下が予防できます。

ハマトレリーダー（※3）

ハマトレリーダー養成講座（平成26年・27年）を受講後、地域の中で活動する介護予防ボランティアです。ハマトレとは、加齢に伴う筋力低下等、運動器の障害による「立つ、座る、歩く」等の筋力低下を予防するため、横浜市が高齢者の「歩き」に着目して開発したトレーニングです。

コグニサイズサポーター（※4）

コグニサイズサポーター講座（平成28年・29年）を受講後、地域の中で活動する介護予防ボランティアです。コグニサイズとは、国立長寿医療研究センターが開発した、脳と体を同時に使うことで認知症を予防あるいは改善しようとする運動です。

すこやか会（※5）

認知症予防講座（平成18年～）を卒業後、継続して自主活動を行っているグループのうち、有志で活動を実施。グループ全体の交流会や合同イベント等を行っています。

2 生活支援

●現状と課題

- ・単身の高齢者や高齢夫婦のみの世帯の増加により、日常生活上の困りごとが増加しており、生活支援（買物支援、移動支援、配食、草むしり、家具の修繕、ゴミ出し、家事、見守り等）の活動の充実が必要です。
- ・生活支援の活動の充実に向けて、地域住民の主体的な助けあい・支えあいの意識の向上と、ボランティア等の担い手の発掘・育成が必要です。
- ・生活支援の活動について、地域によって取組状況に差があり、特に住民の転出入が多い地域では、住民同士の繋がりや支えあいの体制が築きにくい現状があります。生活支援の活動やその必要性について、地域での周知と理解の促進が必要です。
- ・地域の中で支援が必要な人の把握が難しく、把握できた時には状況が重度化している場合があります。自ら支援を求めることができる環境づくりのため、普段から地域の中で住民同士のつながりを持つことが必要です。
- ・戸塚区では地域における助けあい・支えあいの意識が高く、平成27年度市民意識調査では、戸塚区の回答者の86.6%の人が、地域で困っている人がいれば手助けしたいと回答しています。
- ・戸塚区の特徴的な活動として、「みまもりネット^{*1}」による、ゆるやかな見守りや、「地域ネットワーク訪問事業^{*2}」の訪問員による定期的な見守りが行われています。

●あるべき姿（2025年に向けた目標）

- ・高齢者自身が介護保険等の公的サービスだけでなく、地域での助けあい・支えあいの中で困りごとを解決できています。
- ・支援を必要とする人が自ら支援を求めることができ、地域で支援を必要とする人や日常生活のちょっとした困りごとの把握ができています。
- ・誰もが自分のできる範囲で誰かの役に立つことができています。
- ・地域住民や関係機関が連携し、横断的なネットワークが形成され、重層的な支援が提供されています。



●実現に向けた方向性と取組（平成30年度～32年度の3か年の目標）

1 地域情報の把握

① 高齢者の生活支援に関する課題の把握

地域住民、地域活動団体、介護事業者等にアンケート調査等を実施し、高齢者の生活支援に関する課題を把握します。

② 生活支援の活動の把握

地域で行われている生活支援の活動を把握し、高齢者の生活支援に関する課題の解決に向けて活用します。

2 地域活動・サービスの創出、充実

①生活支援の創出・充実

ボランティアグループの結成等により、高齢者の日常生活の困りごとを支援する取組の充実を図ります。社会福祉法人や民間企業等にも協力いただき、移動支援や買物支援の充実を図ります。

②見守り体制の創出・充実

高齢者を地域で見守るため、支えあい体制の構築を図ります。

3 担い手の発掘、育成

①人材育成講座等の実施

住民同士の支えあいの活動に向けた新たな担い手の発掘・育成のため、ボランティア養成講座等を実施します。

②多世代に向けた地域活動の推進

住民が若年期から地域活動に関わり、担い手として活躍してもらうよう、子どもから高齢者まで多世代を意識した助けあい・支えあいの活動を推進します。

4 関係機関等の連携構築

①社会福祉法人の連携体制の充実

「社会福祉法人と地域つながる連絡会^{*3}」を基盤として、地域における課題について区内の社会福祉法人が連携して取り組む体制の充実を図ります。

②民間企業との連携体制の構築

地元民間企業と生活支援コーディネーター^{*4}等による、地域課題や情報の共有を行う連絡会を開催します。

③住民主体の課題解決に向けた取組

支えあいマップ^{*5}研修等の実施により、住民と一緒に地域課題を抽出・見える化し、住民主体の解決に向けた協議・検討の場を設けます。

● 評価指標

	現状値	2025年のあるべき姿
地域活動やボランティア活動に担い手として関わる意識がある方の割合	60.6% (平成29年度 区民意識調査)	上 昇
高齢者に対する生活支援の活動の数*	26箇所 (平成29年12月)	増 加

※…地域ケアプラザが把握している活動を集計したものであり、これら以外にも地域には様々な活動があります。

用語解説

みまもりネット (※1)

地域住民と協力事業者が、日常の生活や仕事の中で、高齢者等の「ちょっと気がかり」なことに気づいた時に、地域ケアプラザや区役所へご連絡いただくことで、高齢者等をゆるやかに見守っていく、戸塚区独自のシステムです。

地域ネットワーク訪問事業 (※2)

地区社会福祉協議会の訪問員（民生委員等）による、ひとり暮らし高齢者等への定期的な「見守り・声かけ」活動です。

社会福祉法人と地域つながる連絡会 (※3)

地域の活動団体・組織と社会福祉法人がネットワークを構築し、相互協力により地域課題の解決を目指す戸塚区独自の連絡会です。

生活支援コーディネーター (※4)

高齢者の生活支援・介護予防の活動の充実した地域づくりを進めるため、平成28年度から区社会福祉協議会及び地域ケアプラザに配置されています。

支えあいマップ (※5)

支援を必要とする人と、その人への住民の関わりを住宅地図に落とし込み、支えあい活動の実施状況を把握し、その地域の課題を抽出するものです。

3 在宅医療・介護連携

●現状と課題

- ・戸塚区では、戸塚区在宅療養連絡会（通称ほーめっと^{*1}、以下ほーめっとと記載）が活動しており、平成28年度には在宅医療連携拠点（在宅医療相談室^{*2}）が設置されました。**2025年**に向けて、医師会、歯科医師会、薬剤師会、在宅医療相談室、ほーめっと、医療・介護関連事業者、区役所、地域ケアプラザがより緊密に連携しながら、それぞれの活動を充実させ、在宅医療と介護が切れ目ない連携体制を構築していく必要があります。
- ・高齢者にとって医療・介護の一体的なサービスを受けやすくするために、支援する高齢者の状況を多職種で共有するツールや、医療・介護事業者等の情報を一元的に管理するシステムが開発されてきており、一部ではICT^{*3}の活用が始まっています。地域全体の仕組みとして有効な情報共有ツールについて検討していく必要があります。
- ・在宅での看取りや救急時の対応については、個別性がとても強いため、現状では個々の医療・介護従事者や関係機関が独自の工夫をしながら対応をしています。高齢者にとってより充実したサービス提供を行うために、医療・介護従事者と区民との具体的な共通認識が必要であり、今後、関係機関が連携しながら対応方法の検討や普及啓発を積極的に行っていく必要があります。
- ・在宅医療・介護連携の中心となる在宅療養支援診療所、在宅医療支援病院、在宅療養支援歯科診療所、訪問薬剤指導を行う薬局、訪問看護ステーション等が近年増加してきています。**2025年**に向け、さらなる増加・充実が求められており、それぞれの職種がよりよい活動ができるような環境整備・人材育成が必要です。



在宅医療相談室
(戸塚区医師会館内)

●あるべき姿（2025年に向けた目標）

- ・医療・介護に関わる多職種が緊密に連携した相談支援ネットワークにより、高齢者がいつでも・どこでも在宅医療に関する質の高い相談・支援が受けられ、どのような状況になっても住み慣れた戸塚区で安心して暮らし続けることができます。
- ・高齢者が自らの意思で生き方を選択し、人生の最後まで自分らしく生きることができます。
- ・医療・介護に関わる全ての機関・専門職が、在宅医療・介護についての専門的な知識を持っています。また、多職種の連携により、高齢者に対して質の高いサービスを提供することができます。



●実現に向けた方向性と取組（平成30年度～32年度の3か年の目標）

1 在宅医療・介護の提供体制の構築

①在宅医療・介護連携の課題の分析

在宅医療相談室が主催する事例検討会、多職種連携会議や、ほーめっと等の活動の内容を分析し、在宅医療・介護分野における戸塚区の特徴的な課題の抽出を行います。その課題への対応策を関係機関と協力しながら検討します。

②相談支援ネットワークの構築

在宅医療相談室や、ほーめっとの活動について重点的に支援し、入所施設等も含めた関係機関がより緊密な連携を行い、在宅医療に関わる多職種の相談支援ネットワークを構築します。

③情報共有ツールの整理

戸塚区における多職種の連携に有効な情報共有ツールの検証を行うため、情報共有ツールの使用状況を調査します。また、ICTを活用した、支援する高齢者の状況を多職種で共有するツールや、医療・介護事業者等の情報を一元的に管理するシステム等について検討します。

④在宅での急変時における医療との連携手法

消防署、医療機関、その他関係機関と協働して、在宅での急変時に本人の意思を尊重した対応を可能とするため、救急時の関係機関への周知や本人の事前意思の確認の手法について検討します。

2 区民に向けた在宅医療・介護の普及・啓発

①区民向け講演会等の実施

区民の知りたいニーズを把握しながら関係機関と協働し、区民が必要とする在宅医療・介護に関連する情報を周知・広報します。

②在宅医療相談室の周知

在宅医療相談室の機能・役割を広くお知らせし、在宅でも安心して医療や介護が受けられることを周知します。

3 在宅医療・介護を担う人材育成

①人材育成の取組の推進

医療・介護関係者の人材育成の取組について、関係機関と連携のうえ整理し、戸塚区における人材育成の取組を推進します。

②人材育成研修の実施

関係機関と協力して「在宅におけるチーム医療を担う人材育成研修」を実施し、在宅医療・介護を担う専門職の育成とネットワークづくりを推進します。

● 評価指標

	現状値	2025年のあるべき姿
訪問診療を受けている人数 ^{※ア}	6,451人 (平成25年度)	増加
在宅看取り数(人・率) ^{※イ}	580人・24.3% (平成27年度)	増加・上昇
在宅医療相談室 相談対応回数 ^{※ウ}	334件/年 (平成28年度)	増加

※ア…在宅医療に係る市区町村別データ一覧(神奈川県医療課作成)

※イ…死亡小票データ(医療機関以外を「在宅」と定義)

※ウ…平成28年5月～29年3月の回数

用語解説

ほーめっと(※1)

在宅療養に携わる全ての職種による在宅医療連絡会として平成22年から設立された団体です。「Home Medical Totsuka」の頭文字から「ほーめっと」という名称で活動をしています。在宅医療・介護連携の充実を目指して勉強会・交流会や市民向け講座等を企画・運営しています。会員は医師・歯科医師・薬剤師・栄養士・看護師・ケアマネジャー・介護サービス提供事業者等が会員となり、多職種が協力しながら活動を展開しています。

在宅医療連携拠点(在宅医療相談室)(※2)

在宅医療・介護を提供する機関との連携と支援体制を整え、在宅医療を担う医師や、在宅介護を担うケアマネジャー等に対する相談・支援を行っています。戸塚区では平成28年5月に区医師会館に設置され、区民の皆さまからの相談も受け付けています。

介護支援専門員の資格を持つ看護師が常駐し、各機関への医療的な調整・支援・情報提供等を行うほか、在宅医療に関する普及啓発を行うとともに、多職種の連携強化のための取組を行っています。

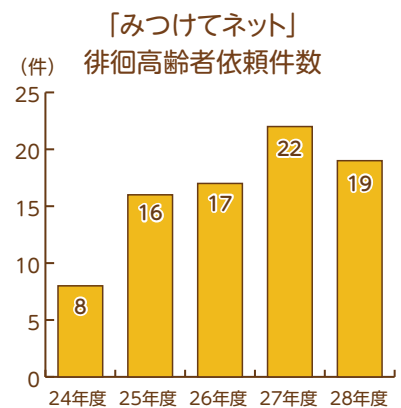
ICT(※3)

ICTとは、Information and Communication Technologyの頭文字を使用した単語で、様々な情報についてパソコン等を介してより共有しやすくする技術を指す言葉です。今後、医療・介護分野や地域にも広げていくことで、地域の医療機関や介護事業者による迅速かつ適切な患者・利用者情報の共有・連携の促進が期待されています。

4 認知症に対する取組

●現状と課題

- ・何らかの認知症の症状がある高齢者（介護保険認定者における認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱa以上から算出）は、平成24年度～28年度までで、約1.2倍増えています。
- ・早期に受診・治療につながらず重症化することもあるため、認知症初期集中支援チーム^{※1}との連携により、早期診断・治療につながる支援体制が必要です。
- ・平成29年度に実施した「区民意識調査」では、認知症に関する関心ごとは広範囲にわたっている一方、行政や関係機関が行っている取組の認知度は低いため、区民に認知症に対する取組をより知っていただく必要があります。
- ・認知症サポーター^{※2}は増加しており、認知症の理解者は徐々に増えていますが、更なる理解の促進が必要です。
- ・徘徊認知症高齢者等SOSネットワーク「みつけてネット^{※3}」での徘徊高齢者発生数は年間20件前後で推移しています。認知症高齢者が徘徊した場合に、早期に発見できる地域の支援体制や仕組みが必要です。

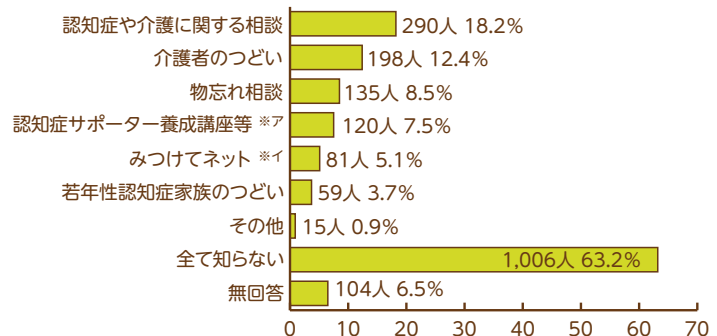


●あるべき姿（2025年に向けた区の目標）

- ・認知症の人が地域の中で参加できる場（サロン等）が増え、認知症になっても住み慣れたまちとして過ごしていける地域となっています。
- ・介護者を支え、認知症の人を受けとめることのできる認知症サポーター^{※2}が増えています。
- ・認知症の相談窓口や認知症の人が参加できる場について、区民が知る機会が増えています。
- ・若年性認知症^{※4}の方に対する支援体制ができています。
- ・万一、認知症の人が徘徊した場合でも、早期に発見できる地域の支援体制や仕組みができています。
- ・認知症の症状に早期に気が付き、早期受診・治療の必要性が区民に理解されています。また、認知症初期集中支援チームとの連携により、病診連携や医療と介護のネットワークが構築されています。



平成29年度戸塚区区民意識調査
「区役所や地域ケアプラザが認知症の理解や対応のためにしている取組を知っていますか」



※ア……認知症キャラバン・メイトによる認知症サポーター養成講座や認知症フォーラム in とつが
※イ……みつけてネット(徘徊高齢者情報提供ネットワーク)

● 実現に向けた方向性と取組（平成30年度～32年度の3か年の目標）

1 医療と介護のネットワークの構築に向けた取組

① 医師向け研修の実施

区医師会や認知症疾患医療センター^{*5}等と協力し、かかりつけ医向けに認知症医療や介護等の研修を実施します。

② 認知症初期集中支援チーム^{*1}との連携

認知症初期集中支援チームとの連携により、早期診断・治療につながる支援体制を構築します。

2 認知症に関する取組の周知

① 社会資源の周知

各種連絡会、研修会、区が後援するイベント等で、認知症についての相談窓口や認知症の人が参加できる場を周知します。

② 区の事業の周知

各種連絡会、研修会、区が後援するイベント等で、認知症に関する区の事業を周知します。

3 認知症に関する関係機関による取組

① 認知症の実態把握

認知症の人（若年性認知症^{*4}の人）や家族の状況の実態把握を進め、把握した内容・分析等について、区民へ情報提供し、地域ケア会議、関係機関会議等で活用します。

② オレンジガイド^{*6}の活用

オレンジガイドについて、地域包括支援センター、医療・介護関係機関の会議や連絡会を利用し説明し、認知症の人や家族の状況に合わせた支援に活用します。

4 認知症の人が地域で参加できる場の充実

① 認知症の人が地域で参加できる場の充実

認知症の人が地域で参加できる場についての情報収集や認知症サポーター^{*2}養成講座等の活用により、認知症への理解者を増やし、認知症の人が地域で参加できる場を増やします。

② 認知症カフェの周知

認知症の人や家族が過ごせる認知症カフェの取組を周知します。

● 評価指標

	現状値	2025年のあるべき姿
かかりつけ医向け認知症研修受講者数	13人	増加
認知症サポーター養成数 (認知症キャラバン・メイト ^{*2} 含む)	12,207人 (平成28年度末)	増加

認知症初期集中支援チーム（※1）

認知症専門医の下、複数の専門職が認知症又は認知症が疑われる方の自宅を訪問し、専門医療機関への受診勧奨、介護サービスに関する説明や利用支援、認知症の状態に応じた助言等を行います。戸塚区では平成30年2月1日に設置されました。

認知症サポーター、認知症キャラバン・メイト（※2）

横浜市では、身近な家族や友人が認知症になっても、今までどおり住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、認知症の人と家族の身近な応援者である「認知症サポーター」になっていただき、「認知症サポーター」の皆様とともに、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを目指しています。

「認知症キャラバン・メイト」は定められた研修を受講し、「認知症サポーター養成講座」で講師役を務めていただく人です。この活動は全国的に実施されています。

みつけてネット（※3）

家族等からの申請に基づき、認知症等により徘徊で行方不明になる恐れのある方の情報を区役所を通じて、地域ケアプラザ、神奈川県警察等に事前登録を行い、万一、その方が徘徊で行方不明になった場合でも、できるだけ早く発見し保護できるように協力するシステムです。

若年性認知症（※4）

65歳未満で発症する認知症です。平成21年の厚生労働省の調査結果では人口10万人当たりの患者数は47.6人とされています。

認知症疾患医療センター（※5）

保健医療・介護機関等と連携を図りながら、認知症疾患に関する鑑別診断とその初期対応、周辺症状と身体合併症の急性期治療に関する対応、専門医療相談等を実施するとともに、地域保健医療・介護関係者への研修等を行うことにより、地域において認知症に対して進行予防から地域生活の維持まで必要となる医療を提供できる機能体制の構築を図ることを目的として横浜市が設置している医療機関です。市内に4か所設置されています。

オレンジガイド（※6）

認知症かなと感じたときや認知症と診断を受けた時に、どこに相談すればよいか、どのような制度が使えるか等、「認知症の進行に応じた変化」に沿って役立つヒントをまとめたガイドです。

認知症の理解を
推進するための
ロゴマーク
【横浜市作成】



5 高齢者の権利擁護

●現状と課題

- ・高齢者は加齢に伴う身体状態の低下や認知機能の低下が起こりやすく、人権や財産等の権利を自ら守ることが困難になる場合があります。そのため、高齢者がどのような状況になっても、人としての尊厳を保持し、その人らしく暮らし続けていくことができるよう、権利擁護の仕組みが必要です。戸塚区では、区役所・地域包括支援センター・区社会福祉協議会等の権利擁護に関する相談技術のスキルアップのため、専門職（弁護士・司法書士・行政書士・社会福祉士）との「成年後見サポートネット」を開催しています。また、地域包括支援センターにおいても区民やケアマネジャーを対象に「成年後見制度」等、権利擁護に関する普及啓発を行っています。このような取り組みを発展させていく必要があり、さらには警察署等との連携も強化していく必要があります。
- ・高齢者が自らの権利を守ることが困難となった場合に、成年後見制度^{*1}やあんしんセンター^{*2}の利用が可能です。しかし、成年後見制度やあんしんセンターの利用に関しては、必要な人が適切に利用できていないという課題があり、平成28年には自治体が成年後見制度の利用を促進していくための「成年後見制度利用促進に関する法律^{*3}」が施行され、あんしんセンターでも「権利擁護事業」の普及啓発を積極的に行っています。高齢者が自らの権利を守るため、必要な時に適切な制度利用ができるよう、市民後見人^{*4}の育成や利用促進の啓発等が必要です。
- ・戸塚区では、高齢者に対する権利侵害である高齢者虐待の通報件数は年々増加しています。高齢者虐待は介護者に精神的・身体的な負担が多くかかった際に発生しやすいとされ、誰もが直面する可能性がある問題です。そのため高齢者・介護者双方を支援していくことが求められ、地域全体での見守りや支援を充実させていく必要があります。
- ・戸塚区では、高齢者虐待に対する支援者のネットワーク構築や対応スキルの向上を目指して「高齢者虐待防止事業連絡会」「高齢者虐待対応研修」等を行っています。これらの取組をさらに推進し、高齢者の権利を守ることができるネットワークや地域をつくっていくことが必要です。

●あるべき姿（2025年に向けた目標）

- ・どのような状況になっても適切に高齢者の権利が守られ、高齢者とその家族がいつまでも住み慣れた戸塚区で安心して暮らし続けることができます。
- ・地域・関係機関における見守り体制が構築され、高齢者の権利の侵害が危惧される状況になりそうな初期段階から、高齢者の権利を守る支援や高齢者の家族に対する支援を受けられる体制が構築されています。

● 実現に向けた方向性と取組（平成30年度～32年度の3か年の目標）

1 権利擁護に関する支援体制の構築

① 連絡会等を活用した関係機関との連携

区役所・地域包括支援センター・区社会福祉協議会等が中心となりながら、「高齢者虐待防止事業連絡会」「成年後見サポートネット」等の場を活用し、警察署、消防署、弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士、民間企業等との関係を構築します。



高齢者虐待防止事業連絡会

② 権利擁護に関する課題及び支援体制の検討

関係機関との連携により、戸塚区における権利擁護に関する支援体制の課題等を明らかにし、その対策を考え支援体制のあるべき姿を検討します。その上で関係機関と協力しながら支援体制を構築していきます。

③ 高齢者虐待に対する支援方法の検討

関係機関と協働しながら高齢者虐待の事例を検証し、高齢者虐待が起きない地域づくりや、万一の高齢者虐待発生時に即応するため、高齢者やその家族等への支援の手法について検討します。

④ 高齢者虐待に対する早期発見体制の構築

地域への普及啓発を図りながら、高齢者虐待が重篤化する前に発見し支援につながるよう、地域で高齢者の権利が守られる体制の構築を目指します。

2 区民への権利擁護の普及・啓発

① 成年後見制度・あんしんセンター「権利擁護事業」に関する普及・啓発

地域包括支援センターで開催している区民向けの講座等で「成年後見制度」を中心とした講座を開催し、権利擁護の普及啓発を行います。また区社会福祉協議会を中心として、あんしんセンター「権利擁護事業」の普及啓発を行います。

② 高齢者虐待防止に関する普及・啓発

介護者が高齢者虐待に至ってしまう前に支援を受ける意識を持ってもらうとともに、地域住民が介護者を支える土壌を作るための普及・啓発の効果的な手法を検討していきます。

3 権利擁護を担う人材育成

① 権利擁護に関する人材育成

区役所・地域包括支援センター・区社会福祉協議会職員等の成年後見制度に関するスキルアップを目指し、専門職（弁護士・司法書士・行政書士・社会福祉士）との「成年後見サポートネット」を継続的に開催しながら、事例検討等の手法も取り入れます。また、横浜市社会福祉協議会を中心として、市民後見人の育成・フォローアップを行います。

③ 高齢者虐待対応に関する人材育成

高齢者虐待を発見しやすい立場にあるケアマネジャーや介護サービス提供事業者等に対して「高齢者虐待対応研修」を実施し、高齢者虐待への対応についてのスキルアップを目指します。

●評価指標

	現状値	2025年のあるべき姿
あんしんセンター 「権利擁護事業」利用者 ^{※ア}	85人	増加
高齢者虐待対応研修修了者 ^{※イ}	254人	増加

※ア…平成29年12月31日時点での利用者数

※イ…ケアマネジャーや介護サービス提供事業者への研修の延べ人数です

用語解説

成年後見制度（※1）

成年後見制度は、主に認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等、自らの権利を擁護することが困難になっている方が安心して生活できるように保護し、支援する制度です。法的に権限の与えられた後見人等が本人の意思を尊重しながら、財産管理や身上監護を行います。後見人等には、親族や第三者（弁護士等）、法人がなることができます。成年後見制度には、あらかじめ元気な時に本人が後見人になる人を決めておく「任意後見制度」と、すぐに支援を開始する「法定後見制度」があります。また「法定後見制度」には、本人の判断能力に応じて「補助」「保佐」「後見」という3つのタイプがあり、タイプによって後見人等が行う支援の範囲が変わります。

あんしんセンター（※2）

権利擁護事業、成年後見事業を実施することにより、高齢者及び障害者の権利を擁護し、安心して日常生活を送ることができるよう支援する機関です。権利擁護事業では、自分で金銭や大切な書類を管理することに不安のある、高齢者や障害者の方の福祉サービスの利用や金銭管理等を、あんしんセンターが契約に基づいて支援を行うことができます。区社会福祉協議会に設置されています。

成年後見制度利用促進に関する法律（※3）

平成28年4月15日に公布され、同年5月13日に施行された法律です。この法律では、成年後見制度利用促進会議及び成年後見制度利用促進委員会を設置すること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するとされています。

市民後見人（※4）

横浜市における市民後見人とは、横浜市市民後見人養成課程を修了後、横浜市市民後見人バンクに登録をして、家庭裁判所から後見人として選任された一般市民のことです。同じ地域で生活する市民として高齢者を支え見守りながら、法律的な権限を持った成年後見人として活動します。

横浜市では、後見人不足を補い、地域に根ざした後見活動が行える存在として、市民後見人の要請・活動支援に取り組んでいます。戸塚区では第2期（平成26年度）から養成が始っており、今後さらなる養成が見込まれています。



戸塚区のマスコット
ウナシー

横浜市戸塚区福祉保健センター 高齢・障害支援課

〒244-0003 横浜市戸塚区戸塚町16-17

TEL : 045-866-8439 FAX : 045-881-1755

平成30年3月